

アメリカ不法行為法判例訳選 5

「自動車運転者の同乗者に対する責任——過失の程度——」

McCoville v. State Farm Mutual Automobile Insurance Co.,
113 N. W. 2nd 13 (Wisconsin, 1962)

藤 倉 皓 一 郎

はじめに

アメリカにおいては、約半数の州がいわゆるゲスト・スタチュートを制定して、自動車運転者が無償同乗者（ゲスト）に負う責任を軽減している。先回の訳選（同志社法学九七号）では、これらの制定法の成立とゲストの定義についてふれた。この種の制定法のもとでは、運転者は「通常の過失」についてゲストに責任を負わない。同乗中に負傷したゲストが運転者から損害賠償をえるためには、運転者の行為が通常の過失以上のものに当ることを立証しなければならない。一般にゲスト・スタチュートは、運転者に通常の過失を越える「無謀行為」あるいは「重過失」が認められる場合に限って、ゲストに対する賠償責任を負う旨を規定している。コモン・ローでは、物品寄託の分

野を例外として、ふつう過失の程度によって賠償責任の有無がわかれることはない。この点、ゲスト・スタチュートは例外を作っている。裁判所にとつてゲスト・スタチュートのもとでの厄介な問題は、さまざまな表現で規定されている「通常の過失」以上の逸脱行為をどのように明確に概念規定し、どのような具体的内容を与えるか、ということである。

これらの条文にいう逸脱行為は、過失とは質的に異なるものか、それとも程度の違いにすぎないものか、行為者の主観、心理状態は故意の不法行為の成否について重要な要因とされるが、ゲスト・スタチュートのもとでの逸脱行為についてはどうか、などが基本的な問題となってくる。ここにとりあげる判例では、これらの基本的問題についての解釈と、概念規定の難かしさが焦点になっている。なおコモン・ローでは故意による不法行為

は独立の類型として、過失による不法行為とは区別されている。ゲスト・スタチュートにいう無謀行為（その他これに類する表現）は、故意と過失の中間に独立の不法行為類型を作ることになっていない。

事実関係

原告は被告の運転する自動車にゲストとして同乗していた。ある交差点に車が接近したとき両者とも土地不案内のため道路標識を見るのに注意をうばわれていた。原告がまだ標識を読みとろうとしているうちに、被告は突然左にハンドルをきり、訴外ベルウッド運転の車の進路前方にまわりこんで、これと衝突した。原告はこの衝突事故によって負傷した。原告、被告ともに衝突の直前までベルウッドの車に気づかなかった。

オコンネル判事

本訴はゲスト同乗者であった原告が、自動車所有者であり運転者の被告に対して、マクミンピル北方のハイウェイ99Wで起った事故による傷害につき損害賠償を求めるものである。陪審は被告勝訴の評決を出したが、裁判所は原告の再審請求を認めた。被告はこの決定を不服として上訴している。***

広い意味で、われわれの仕事は、ORS 30.110「オレゴン州自動車ゲスト法」を解釈することであり、とくに「重過失あるいは***他人の権利のはなはだし無視」"gross negligence

「自動車運転者の同乗者に対する責任」

or *** reckless disregard of the rights of others." という文言を解釈することである。つまるところ、われわれの問題は、ある特定の事例におけるホストの行為がゲスト法の文言のもとで、(原告の)賠償請求を許すのに十分な非難性あり culpable とされるかどうかを的確に一貫性をもって決定するために、当裁判所なり事実審判事なりが使用できるテストを形成することである。ここでは、過失の量 quantum の問題を扱っているのであるから、いつもの確に適用できるようなルール、あるいは基準を見出すことは、まず望みえない。ホストの賠償責任を生む行為を特徴づける要因なり、要素について、あきらかにすることができれば、よしとせざるをえない。

逸脱行為 misconduct には、もっとも軽度の不注意から、もっとも悪意の加害を目的とするものまで無数の連続した段階が考えられる。哲学的な見地からすれば、たぶん過失(責任) fault は単一概念であり、カテゴリーに区分できるような差異はないのだといってすませることもできよう。しかし、すくなくとも法は、事件を判断するのになんらかの効用をもつと思える、いくつかの大まかな区分をハカリのうえに付けるのである。このハカリの上端には故意による行為、すなわち他人に害を加える目的でなされた行為がおかれる。反対にハカリの下端には、われわれが過失 negligence と呼ぶ、不注意な行為の一端がある。これら両極の間に、法はいま一つのカテゴリーをおいている。それは無謀 reckless (注意義務)無視 willful、無慮慮

wanton なげと表現される (2 RESTATEMENT, TORTS, § 500)。このカテゴリーは(過失責任) fault の一分野であるとき、次の点で過失 negligence と区別される。すなわち、これは行為者が他人に重大な危害を加える高度の蓋然性があることを承知(ときには承知していたと推定される場合もある)のうえで、行為をなすという心理状態をとまなうものである。これは故意による行為と次の点で異なる。すなわち、故意には危害を加える意図が必要とされるのに対して、無謀行為は危害の発生の有無に無頓着になされた行為だけを指すのである。

この分類にはいくつかの弱点がある。たとえば、過失は心理状態に関連しないというが、これには反対の説が多い。無謀行為の要件となる心理状態は黙示あるいは推定できるという見解を認めるので、この分類はさらに(説得力の)弱いものになる。すなわち無謀行為をなす者とは、ある行為がたぶん実質的損害を生むであろうことを「普通人ならば認識したであろう事実を知りながら、あるいは当然知るべきであった」にもかかわらず、あえて、これを行う者であるといわれている。2 RESTATEMENT, TORTS, § 500.

しかし、こうした反論が考えられるにもかかわらず、この分類は実際の裁判に有用であるときれている。これまで述べたこととのかに重過失が含まれていないことに注目しなければならぬ。その理由は法が実際的には重過失を独立の行為形態としていまだに区分できないからである。いくつかの裁判所は重過

失を独立のカテゴリーとして確立しようと努め、われわれの法に影響をのこしている。オレゴン州ゲスト法に類似の制定法の解釈適用についても、重過失を独立のカテゴリーとして捉えようとする努力がみられる。***

ゲストの請求をホストの故意、(注意義務)無視、無思慮、無謀(あるいは酒酔状態)の場合に限定する立法意図はいくつかの制定法に明白に表現されている。こうした制定法をもつ州として、アラバマ、カリフォルニア、コロラド、デロウェア、アイダホ、イリノイ、インディアナ、アイオワ、オハイオ、南ダコタ、テキサス、ユタ、ワシントンなどがあげられる。上記の州のうち、いくつかの州のゲスト法は、はじめ重過失を規定のなかに含んでいたが、のちの修正によってこの用語を削除している。

いくつかの州のゲスト法は「重過失あるいは(注意義務)無視、無思慮の逸脱行為」という文言をもつが、その場合、重過失は無視、無思慮の逸脱行為と同義であると解釈され、ゲスト法のもとでの請求が認容されるには後者のタイプの非難性 culpability が必要であると、明白に判示されている。

他方、同様の条文の文言が、重過失と無視、無思慮の逸脱行為とをそれぞれ過失(責任)の別個のタイプを規定したものであるとする解釈もある。この種のゲスト法の解釈にあたって有用な概念規定を求める努力は、他の州の裁判所の判決文のなかにもみられるところである。

〔判決文のこれに続く部分で、裁判所はフロリダ、ミンガン、ワイオミング、南ダコタ、カンサス、ヴァモント、マサチューセツなどの裁判所の判決を詳細に検討し、これらの裁判所が具体的事実関係に「重過失」を適用する場合に、それは、しばしば無謀行為と区別しがたいものになっており、「重過失」とくとくに別異の概念として区別するところでも、実際の適用においては無謀行為と同様であると結論している。さらに、このあとオレゴン州の先例が検討されて、やはり「重過失」と「無謀行為」を区別する実益はないという結論が出される。〕

通常の過失と、それよりも重大な性質の不注意な行為でありながら危険の認識を示すには足りない行為との間に一線を画すという問題に当面した〔多くの〕裁判所は、それが不可能であったことを認めている。なぜなら、ジョーンズの『寄託』から表現を借りると「上下する注意程度」のハカリのうえで、通常の過失と重過失との間に区分をつけるための目盛りとなるテスト、言葉、手がかりはなかったからである。

実際のな裁判の問題として、(重過失を認めるためには) 重大な非難性を示す区分点となり、具体的事例の被告の行為を判定するのに使用できる、きわだった特徴が見つかるところで、過失(責任)のハカリの目盛りを上げる必要があった。その特徴とは被告の心理状態である——危険を認識しながらあえて危険を冒すことに関わる過失 Fault である。かくして、重過失は無謀と区別のつかないものとなるのである***

「自動車運転者の同乗者に対する責任」

オハイオ州のゲスト法は、重過失を無謀行為よりも非難性の少ない、別個の行為として規定する立法意図を明示しているという議論がある。この法案の起草者が、過失は程度に応じて区分できるという誤解のもとに(わがゲスト法の制定された一九二九年には珍らしいことではない)、法案を作成したということとありうることである。かりに議会に過失 Fault の一つの程度を規定する立法意図があったとしても、それが裁判所にとつて無謀行為と区別できないものであれば、この制定法は不明確であるという理由で無効とされるべきであろう。他にとりうる方法はゲスト法の二つの表現を調整することである。*** ここで、われわれは ORS 30.110 にいう「重過失」は無謀行為を意味するものであると結論する。無謀行為の定義は RESTATEMENT, TORTS, § 500 に述べられたものを援用する。

「行為者の行為が他人に対して身体傷害を生む不当な危険を構成するのみならず、他人に対して実質的な危害を及ぼす高度の蓋然性をもつことを、普通人ならば認識できる事実を知り、あるいは知るべきでありながら、あえてある行為をなし、あるいは他人への義務とされる行為を怠ることによって、他人の安全を無視する行為をいう」。

この定義を本件に適用するまえに、無謀行為の性格をもっと特定して考察しておきたい。

被告があえて危険をはらむ行為をなし、あるいは、あえて(危険を避けるための) 行為をなさないこと。無謀行為とされるに

は、被告が行為時の明白な危険にもかかわらず、あえて行為をなすのでなければならぬ。これは無謀行為をなす被告が危害をもたらそうとするというのではない。もし彼に危害をもたらす意図があるなら、その行為は無謀行為というより故意の行為にあたる。無謀行為は危険を招く行動のコースを選択することをふくむ。のちに指摘するように、ここにいう行動の選択とは被告の現実の心理的操作でなくとも、明白に危険な行為から推測されるものでもよい。

被告の行為は危害をもたらす高度の蓋然性をはらむものであること。 行為から危害の生じる蓋然性とは、行為が危険であるということと言い換えたにすぎない。危害を生じる蓋然性が強くなければ、その行為は無謀ではない。(無謀)行為は「その行為が妥当性を欠き、したがって過失の要件とされるものより過度の、他人への損害の危険性をはらむ」ものでなければならぬ。危害が現実のものとなる強い蓋然性というのは、被告にとって明白であるか、当然明白であるはずの蓋然性であることはいうまでもない。(無謀)行為は「相当の人身傷害か生命侵害の危険が容易に認識でき、さらに、そうした結果の発生するチャンスが大きいとされるものでなければならぬ」² RESTATEMENT, TORTS, § 500, comment a.

被告が現実に危険について知ることは必要ではない。 被告がみずから選んだ行動のもつ危険について実際に承知のうえで、その危険を冒したことが証拠によって示される場合が少なくな

い。しかし、周知の危険を冒す行為に比べて、非難性の少ない行為であっても無謀とされることがある。もし危険が明白であれば、被告はそれに気付いていたものと推定される。上述の(いくつかの)定義は、被告がその行為は重大な危害を生む蓋然性の強いことを知っている場合にかぎらず、彼の行為からそのような危険の発生することを「普通人ならば認識するであろうような事実」を、被告が知っているはずであるとされる場合をも含むのである。² RESTATEMENT, TORTS, § 500.

したがって、「無謀」とは危険を認識し、それに対処する「心理状態」であるとはかぎらない。「無謀」は、重大な危険の認識が被告にはなかったが、普通人ならば認識しえたような状況においても成立する。いかえれば、過失の場合と同様、基準は客観的なものである。このことから、「無謀な無視」、「無謀な心理状態」、「意識的な無関心」、「行動の意識的選択」といった判決例中の表現は、被告がこのような心理状態に実際あったという証拠を必要としている、という意味にとってはならない。これらの表現は、危険な状況に当面して、あえて危険を冒した仮定の普通人の仮定の心理状態を記述するのに適したものである。² RESTATEMENT, TORTS, § 500, comment c. は基準について次のように説明している。

「危険の範囲と重大性についての認識 行為者の行為が無謀とされる要件として、行為者みずからが行為の高度の危険性を認識する必要はない。危険を認識できないのは、彼の無謀

な性質のためか、あるいは以前に同種の行為をしたが、まったくの幸運から無事であったためかも知れない。通常の合理的な人ならその行為の高度に危険な性質を認識するような状況を、彼が知り、または知っているはずであったということに要件は充される。」

当裁判所は、いくつもの判決において無謀行為をさして「どうでもかまわぬ“*I don't care*”」的態度であると述べている。これは、被告が事実そのよう心理状態になればならないという事ではない。事実、被告が無償同乗者の安全便宜を計っていたとしても、普通人なら高度に危険であるとみるような行動方式をとるなら、その行為は無謀である。

被告が危険を実際に認識したことは、無謀行為を立証するための要件ではないが、被告の法的責任を確定するうえでの重要な要因であるとされる。しばしば事件の状況から、被告が彼の行為によってゲストを危険に晒しているのを実際に認識していたことが明白な場合がある。このことは彼のいった言葉から、またゲストが危険について言葉に出して警告したことによって示されるであろう。こうした事例においては、被告の危険についての実際の認識と、それをあえて冒したことが、ゲスト法のもとで被告の責任を決定する一つの要因とされるのである。被告が彼の行為の高度に危険な性質を認識したという強い推定は、あえて他人を危害に晒すことを示している行動方式を変えないことに求められよう。

「自動車運転者の同乗者に対する責任」

不注意な行為だけでは無謀を構成しない。ふつう一時的な無慮から他人の安全について注意をゆるめた者には、重大な過失があつたとはいえない。他の表現をとれば、重過失を構成するには不注意以上の何かが必要である。

Baird v. Boyer, 187 Or. 131, 210 P. 2d 118 (1949) において、「たんに無慮、不注意、あるいは判断の誤りに帰せられる」行為は、他人の権利の無謀な無視には当たらないとされたが、しかし被告は、みずからの体調を認識すれば、自分の注意が無意識にゆるみ、したがって他人に非常な危険をもたらすことに、前もって気付いたはずであるとされた。***

連続の、あるいは組合わされた過失行為が、総体としていわゆる無謀な心理状態を示すときには、無謀行為を構成する。このルールについての類似の表現が、*2 Harper & James, TORTS* 957 にみられる。

「いくつかの過失行為が組合わされると、行為者は無謀な逸脱行為を行ったという結論がでることは*** 一般に異論のないところである」。

しかし脚註によって次の制限が加えられている。

「*** しかし、組合わされた過失行為に対して責任を問うためには、それらの過失行為が、全体として、無謀を示す特定の出来事に関連するものでなければならぬといえよう***」
交差点を曲ろうとするとき、ハイウェイを進行してくる車に対する注視を怠ったことは過失である。しかし、このことだけ

では、ゲストの安全に関心をはらわず明白な危険に直面した例にあたりと陪審が認定することはできない。交差点に接近しながら他車の動きに注視を怠ることが、ある状況のもとでは無謀行為とみなされることもありうる。しかし遭遇する危険が本件にみられるよりもっと明白なものでなければならぬ。被告がセーラムへの道筋を示す標識を探していたとき、普通人にとつて、交通にともなう通常の危険が前面にあるという以上のことを示す状況はなにもなかった。被告の行為は危害が発生するという高度の蓋然性をふくむものではなかった。たしかに進入する者にとつては、どの交差点も危険をふくむ地帯である。しかし進行が無謀であるとされるまえに、被告が認識し、または進行をつづければ危害をもたらす高度の蓋然性のあることがあまりにも明白であるため普通人によつても認識されたはずの事実について証拠がなければならぬ。本件の証拠はかかる行為のあったことを示すものではない。ゆえに事実審裁判所は指示評決を求めた被告の申立てを認めるべきであった。〔破棄〕

研究ノート

一、注意の程度。普通人の標準によつて求められる注意の程度は、危険に応じて変化する。危険が増大すれば、払わなければならない注意も高度になる。爆発物や電気のようにあきらかに危険性を帯びたものを扱う人は、たんなる路上の歩行者よりも高度の注意を払わなければならない。同様に、他人に対して特

別の義務を負う者は、それに応じた注意を払わねばならない。たとえばタクシー、バスなど営業車の運転手は、乗客の安全について「高度の注意」あるいは「非常に注意深い人が払う最高度の注意」を払わねばならないとされる。このように状況に応じて質的に異なった注意の「程度」を認めるのに反対の立場がある。すなわち、法的に求められる注意には「程度」の違いは認められず、ただ注意の「量」に大小があるにすぎないとする立場である。行為者に求められる注意は、その状況におかれた普通人の注意であり、この基準はいつも同一のものである。大きな危険あるいは大きな義務というのは、普通人により大きな注意を求める四囲の状況にすぎない、というのである。

二、過失の程度。注意の程度を論ずるのとは別に、過失に「程度」の差を認め、これによつてそれぞれ違った法的責任を負わせる立場がある。この理論はローマ法から学んで、はじめコモン・ローの物品寄託法の分野にとりいれられたものであるといわれるが、過失を程度に応じて三つに分ける。すなわち「軽過失」(大きな注意を欠くこと)、「通常の過失」(通常の注意を欠くこと)、「重過失」(小さな注意を欠くこと)である。こうした過失の程度を認めることにははじめから批判があったが、通常の行為基準を中心に、これから極度に逸脱するものを「重過失」、その逆を「軽過失」とするのは、普通人からなる陪審にも常識的に納得されるところであろう。(これら三つの過失の区別をさして、ある判事が、「馬鹿と大馬鹿と大馬鹿野郎

“a fool, a damned fool, and a God-damned fool.” の區別に等し」と述べたのは有名である。Harvard Law Record, April 16, 1959。

しかし、實際の適用にあたって、これら三つの間にはっきりした区分を画することは非常に難かしい。裁判所は特定の行為がどの過失に当るかの判断を求める訴訟に悩まされることになったのである。たとえば、過失の程度によって異なる法的責任が認められてから、イリノイ州やカンサス州の裁判所は被告に重過失があれば寄与過失の抗弁を認めないというルールを採用したが、この「重過失」の具体的適用を争う事例が殺到し、ついにこうした區別を放棄して、ただ一種の過失、すなわち普通人の標準によって計られる通常の過失という単一の概念に立ち戻った例がみられる。

現在では軽過失、重過失という概念は、ほとんどコモン・ローのなかから消え去っている。わずかに物品寄託法の分野で無償の受託者は寄託物の保管につき軽度の注意をもってすれば足り、重過失の認められた場合にだけ寄託者に賠償責任を負うというルールが残っている。マサチューセッツ州など一、二の州では、この物品寄託のルールを自動車の無償同乗者の場合に類推して、コモン・ロー上、運転者はゲストに対して重過失のある場合に限り賠償責任ありとしているが、これらはコモン・ロー上、いぜん重過失の概念を認めているわずかな例である。

三、無謀 多くの裁判所は被告の心理状態に基づいて、すく

なくとも理論上は、「無謀」を一つの独立した概念として區別している。この概念を認めることによって、過失と故意の間に位置する行為の範疇を作ることになっている。これに類する行為は wilful, wanton, reckless などと呼ばれるが、他人に對す危険の高度の蓋然性が知られているにもかかわらず、あえて承知のうえでこれを無視することであるとされる。

重過失は軽度の注意を怠ること、あるいは通常の行為基準から極度に逸脱することである。「一般に、軽度の注意とは、その状況におかれれば常識ある人なら、いかに無関心であったとしても、払う注意の程度である。こうした注意を欠くことを重過失という」。いくつかの裁判所は、重過失についてこの定義をとるが、これに対して、重過失は無謀と同様の要因をもち、両者は區別できないという立場をとる裁判所もある。また理論上は一応、両者を區別しながら、具体的事件の事実関係への適用にあたっては、両者を區別なしに扱っている裁判所が多い。

無謀行為の定義については、ここにとりあげた判決の示す見解が有力である。すなわち無謀行為に当るためには、他人に對するあきらかな高度の危険を承知しながら、あえてこれを無視するという心理的要素が必要である。しかし、この心理状態は状況証拠からの認定で足り、行為者の現実の心理状態を確認しなくとも、陪審は行為者にとって明白であったはずの外的状況にもとづいて「無謀」を認定することが許される。

四、ゲストに対する運転者の注意

すでに述べたようにマサチューセッツの裁判所は、運転者の過失によって負傷した無償同乗者が車の所有者を訴えた事例（一九一七年）で、無償の物品寄託のルールを類推して、被告側に重過失がなければ賠償責任なしと判決した。しかし大多数の裁判所はこの見解をとらず、とくにゲストに対する運転者の責任を軽減する制定法がないところでは、車の所有者は車の運行にかんしてゲストに対しても通常の注意義務を負う、というのがコモン・ローのルールである。一九二、三〇年代に自動車事故損害の賠償責任保険の普及にともなって、事故当事者間の「なれあい」請求が問題となり、とくに車の所有者となんらかの親族、友人関係にあることが多い無償同乗者からの保険金請求を制約する立法意図をもつ、ゲスト法が多くの州で制定された。これらの制定法はすべてゲストが運転者の賠償責任を問うためには、運転者に通常の過失以上の逸脱行為があったことを立証しなければならぬとしているが、条文の表現は一樣ではない。たとえば、ワシントン州のゲスト法は「故意の逸脱行為 intentional misconduct」を必要とすると規定し、カリフォルニア州やユタ州のゲスト法は「酒酔い、あるいは意図的逸脱行為 intoxication or wilful misconduct」という表現を使っている。他にも「重過失」あるいは「無謀、無視」といった文言を使ったものが多い。

これら条文の字句の解釈について混乱があることは、いままで述べたとおりであるが、現実の裁判にあたってはとくに二つ

のことが問題となる。ゲスト法のもとでどんな主張立証があれば陪審は被告有責の判断を下せるか、さらに陪審への適切な説示はなにか、ということである。これら二つの問題の底には、意図的な逸脱行為（あるいは無謀、重過失）を決定するのは主観的基準か、客観的基準か、という基本的な問題がある。これは通常の過失についても問題となることであるが、通常の過失の場合には、これを判断する基準は外面的行為であり、心理状態を指すような言葉（注意、不注意、怠慢など）が使われるが、行為者の現実の内面、主観的状态に関連するものではない。ゲスト法にいう通常の過失を越える逸脱行為の解釈にあたっては、行為者の主観的態度や心理状態を重要な要素とみる裁判所が多い。問題は、(1)陪審が当該の行為を意図的であると認定するためには、行為者の特定の心理状態を必要とするか、(2)もし行為者が事実、結果の発生をまったく無視したような心理状態にあったことが認められれば、陪審はその事実を意図的であったかどうかの決定につき考慮してもよいか、ということである。

無謀行為（あるいは恣意的逸脱行為）の認定にあたって特定の心理状態は必要されない。Harper & James, 2 TORTS 954. かりに被告の行為が高度の明白な危険をふくんだもので、状況にてらして被告がそれを認識したか、認識すべきであった場合には、それだけで被告の心理状態に關係なしに無謀行為が認定される。したがって、二車線のハイウェイが丘をまわる所で、

トレーラー・トラックの運転者が他のトレーラー・トラックに追越をかければ、その運転者は他の走行者の安全を懸念していたか、あるいは起りうる危険について全く無関心であったかという彼の心理状態とは無関係に無謀行為が認定されうる。この点をあいまいにした判決が多い。たいていの判決が無謀な心理状態は明白に危険な行為から推定できると述べている。しかし問題は、陪審がこの推定をしない場合である。——それにかえて、陪審は被告が非常に危険な行為をしたが、悪意のない間拔けた状態にあったと認定するかも知れない。したがって、裁判所は無謀行為の成否について、行為者の心理状態は要件とならないことを明確にする必要があるとされる。

これとは違った、次の問題は、ゲスト法のもとの賠償責任の決定にあたって、無謀な心理状態が存在する場合には、これを考慮できるか、ということである。この問題については、当然に考慮されるべきであるとされる。Harper & James, *ibid.*, 956. 多くの事例にみられるように、過失ある行為であっても——客観的にみて——あまり危険といえない行為がある。しかし、その行為を行っている行為者が結果の発生について全くの無関心であるとするれば、その行為はさらに余分の危険性を帯びることになる。危機に際して、その行為の危険な傾向が抑制されたり回避措置のとられる可能性が薄いかである。したがって、これらの事例において、心理状態は賠償責任成立の要件ではないが、考慮するべき要素とされる。

したがって陪審に対する説示は次のような点をあきらかにする必要がある。普通人であれば、ゲストに危険が及ぶ高度の蓋然性をもつ行為であることを認識するような状況を被告が知り、あるいは知るべきであったと認められれば、被告の行為を無謀と認定できる。あるいは、その行為が不当に危険であり、しかも起りうる危険な結果を被告が全く無視したと認められれば、同様に無謀と認定できる。この場合は、行為者の心理状態によって過失行為が無謀行為になるのである。

ゲスト法のもとの、具体的にどのような立証があれば被告の賠償責任が認められるかについては、説示の表現にみられる混乱に比べて、まだしも全体的な一致がみられる。たとえば、いくつかの過失行為が組合されて、行為者は無謀行為を行ったという結論に達する場合がある。他方、一つの過失行為の類型だけでは、無謀行為となることはまれである。たとえば、スピード違反、(左側通行道路における)右側運転、居眠り運転などのいずれか一つだけで、無謀な行動を示す他の状況をともなわない場合には、ホストの責任が認められることは少ない。無謀な逸脱行為を示す一つの手掛りとして、運転態度についてホストとゲストの間の会話が証拠として認められることが多い。ゲストが運転態度について注意したとき、ホストがどう反応したかは、後者の心理状態を示す資料となることが多いからである。しかし、ゲストが注意したからといって、通常の運転行為からの重大な逸脱が示されなければ、ホストの行為が無謀行為と

ちれるしよをいふ。

参照資料

Prosser & Smith, Cases on Torts, 212—222.
Harper & James, 2 Torts, 950—958.